

38. 海外における建築規制における技術基準体系の動向把握調査

諸外国の建築規制における 技術基準体系等に関する調査

一般社団法人 建築性能基準推進協会

調査の目的

- 現行の建築基準法における、複雑化・詳細化した建築基準体系の再編に資することを目的として、
- 海外の建築規制における技術基準体系について、性能規定化、基準・認証制度等の最新の動向に係る情報を、各種資料収集、関係者へのヒアリング等を行い把握するとともに、
- 我が国の関連制度との比較・分析を行う。

調査の内容

1. 調査対象国における

- 建築規制制度の基本的枠組み
- 技術基準の性能規定化の現状
- 技術基準の適合性確保
- 基準・認証制度

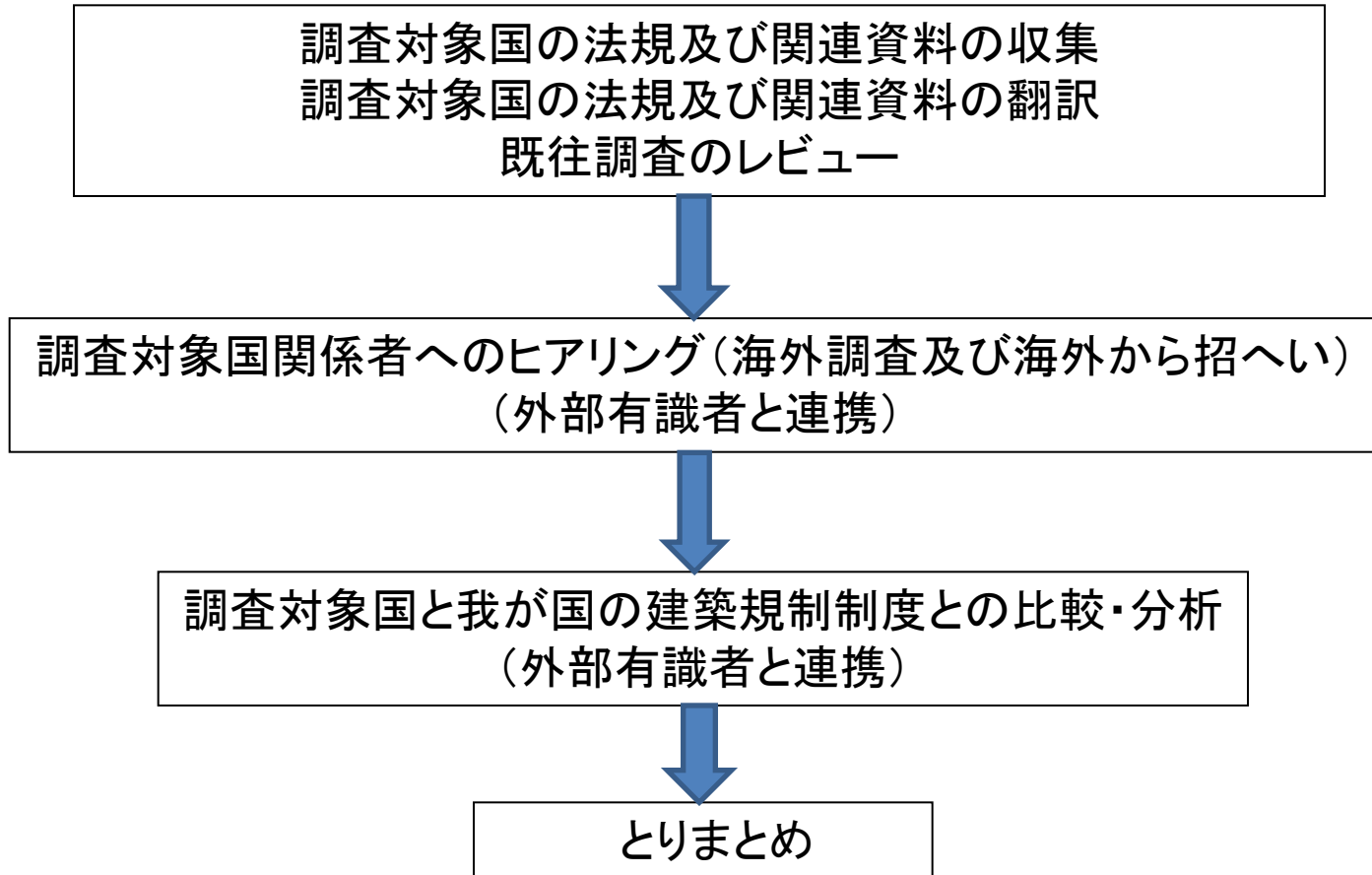
⇒ 調査により把握し、我が国との関連制度・基準と課題対応方法の比較・分析

2. 海外の土地利用規制及び形態規制の調査 (集団規定相当の制度)

調査の実施方法

1. 調査対象国<ニュージーランド、カナダ、オーストラリア、米国、英国、フランス、ドイツ>の法規及び関連資料を収集及び必要箇所の翻訳
2. 既往調査のレビュー
 - ・性能指向の建築規制制度に関するレポート
 - ・既存不適格建築物に対する各国建築規制に関する調査報告書等
3. 調査対象国に対し、海外調査及び海外から日本へ関係者を招へいしヒアリングを実施
4. 調査対象国と我が国の建築規制制度等との比較・分析
5. とりまとめ

調査のフロー



* (独)建築研究所の技術指導を受け実施

各国の制度の概要 — ニュージーランド

1. 現行法の体系

2004年建築法 (Building Act 2004)

ニュージーランド建築コード (The New Zealand Building Code)

2. 規制主体・執行主体

国 (建築住宅省)・・・法・規則等の管理・レビュー

地方行政当局・・・法・規則等の執行

3. ニュージーランド建築コードの階層

(ノルディック・モデルによる性能規定型)

目的 (Objective)

建築物が達成すべき社会的な目的

機能的要件

(Functional requirements)

建築物が上記の目的を満たすために発揮すべき機能

性能 (Performance)

建築物が確保すべき性能のクライテリア。

* このほか、適合文書 (検証方法・許容解) が定められている。

各国の制度の概要 — カナダ 1

1. 規制主体・執行主体

建築規制法令の制定権限

⇒10の州 (Province)・3つの準州 (Territory) 政府
連邦政府には憲法上認められていない。

2. モデルコード

カナダ建築・防火委員会 (Canadian Commission on Building and Fire Codes: CCBFC) が作成
カナダ建築コード (2010年版) (National Building Code of Canada 2010: NBC)

その他、以下のコードもあり:

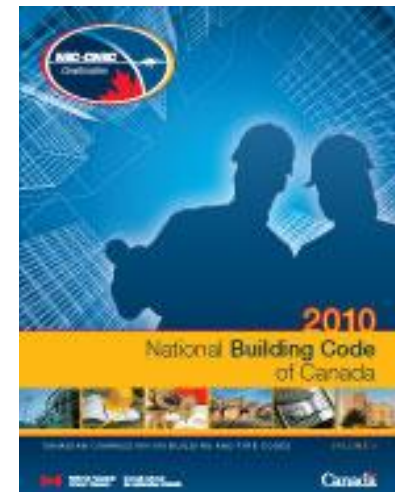
カナダ防火コード (2010年版)

カナダ配管設備コード (2010年版)

カナダ住宅省エネルギー・モデルコード (1997年版)

カナダ建築物省エネルギー・モデルコード (2011年版)

カナダ農村建築物コード (1995年版)



各国の制度の概要 – カナダ 2

3. 現行コードの特徴:「性能指向型」ではなく「目的指向型」への転換(2005年)
- ・コードの構成: Div. A: 目的・機能記述など
 - Div. B: 許容解(従来の基準)
 - Div. C: 行政的規定
 - ・従来の基準(仕様・性能が混在)は、そのまま「許容解」として存続
 - ・コードの「目的」と「機能記述」を新たにリスト化し、それらと「許容解」の各項目との対応関係を明確化
 - 改正をめぐる混乱は回避
 - 特殊な解が「許容解」と同等以上であることの証明が容易に(新技術の採用の円滑化)

各国の制度の概要 – カナダ 3

▪ Div. Aで定められた「目的」:

安全OS	健康OH
OS1火災安全 OS2構造安全 OS3使用上の安全 OS4好ましからぬ侵入への抵抗 OS5工事又は解体の現場での安全	OH1室内環境 OH2衛生 OH3騒音防止 OH4振動及びたわみの軽減 OH5有害物質による汚染
アクセシビリティOA	
OA1移動経路のバリアフリー OA2施設のバリアフリー	
建築物及び施設の保護OP	
OP1建築物及び施設の防火保護 OP2建築物の構造上の耐力 OP3火災に対する近隣の建築物や施設の保護 OP4構造体の損傷に対する近隣の建築物の保護 OP5上下水設備の損傷からの建築物あるいは施設の保護	
環境保護(2011年に創設) OE	
OE1エネルギー資源の効率的な利用方法	

各国の制度の概要 – オーストラリア 1

1. 規制主体・執行主体

建築規制法令の制定権限

⇒6の州(State)・2つの準州(Territory)政府
連邦政府には憲法上認められていない。

2. モデルコード

オーストラリア建築基準評議会 (Australian Building Codes Board: ABCB) が作成。

建設コードシリーズ

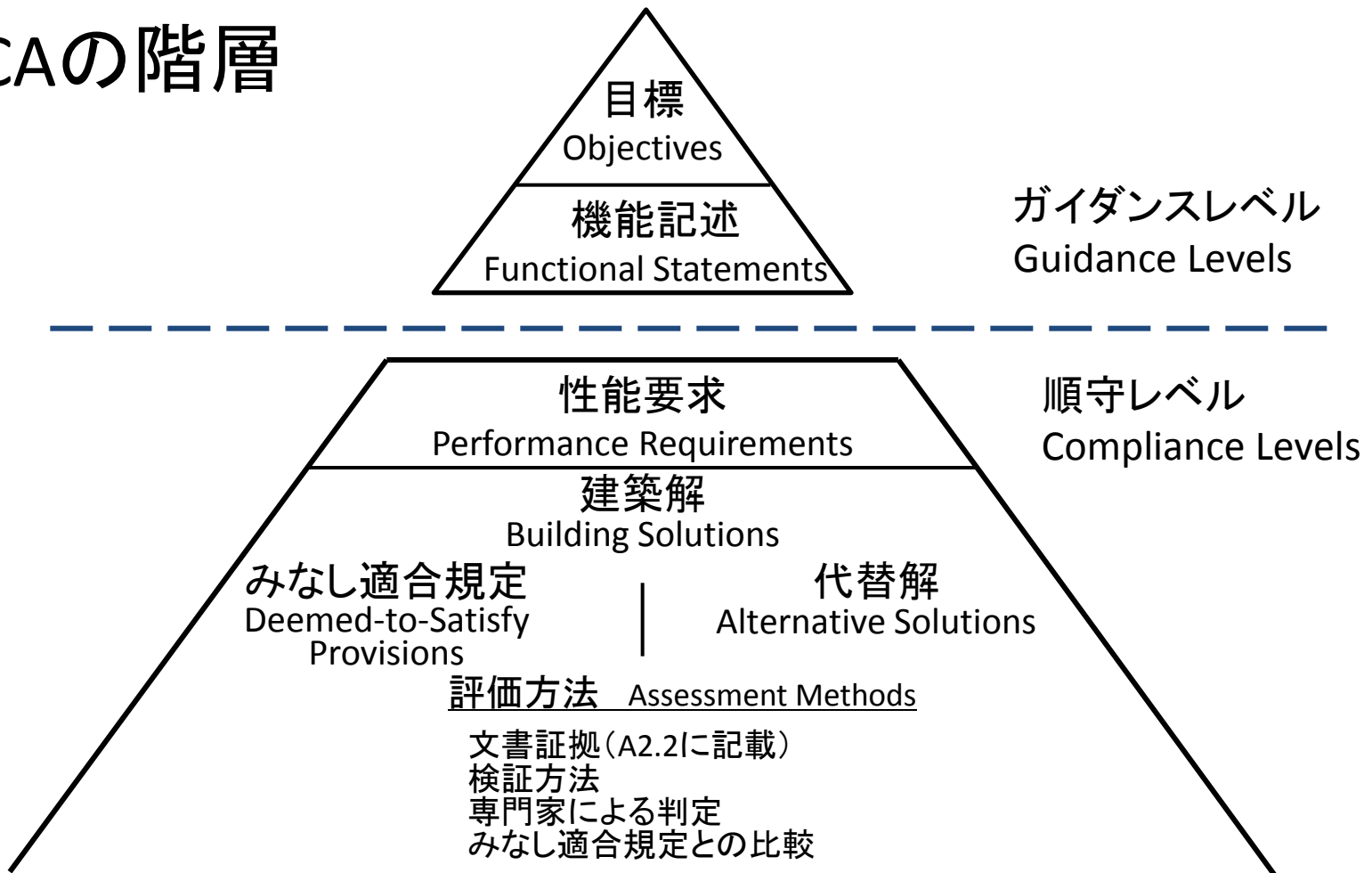
National Construction Code Series

- Vol. I オーストラリアビルディングコード
(非戸建て住宅等建築物基準)
- Vol. II オーストラリアビルディングコード
(戸建て住宅等基準)
- Vol. III オーストラリア設備コード
- ガイド: 非戸建て住宅等建築物用



各国の制度の概要 – オーストラリア 2

BCAの階層



各国の制度の概要 - 米国 1

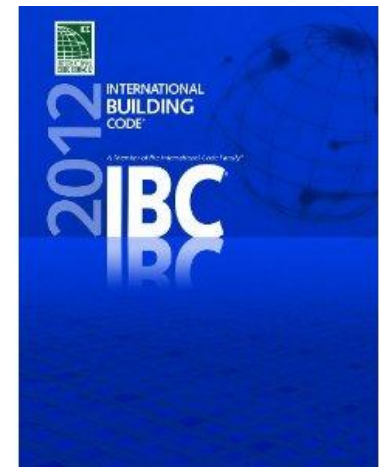
1. 規制主体・執行主体

- 各州に責任
- 建築規則の策定と公布は州と地方自治体、執行も同様
- 執行は建築主事中心（公的機関が実施）

2. モデルコード

民間機関であるICC (The International Code Council) がモデル建築コードIBC (International Building Code) を作成。ほとんどの自治体で、IBCをベースとしたコードを採用しているが、変更したり、古い版を用いるなど、統一はなされていない。

ICCでは、IBC以外に以下のモデルコードも発行している。
住宅コード、防火（消防）コード、省エネルギーコード
配管コード、機械コード、既存建築物コード
ゾーニングコード など



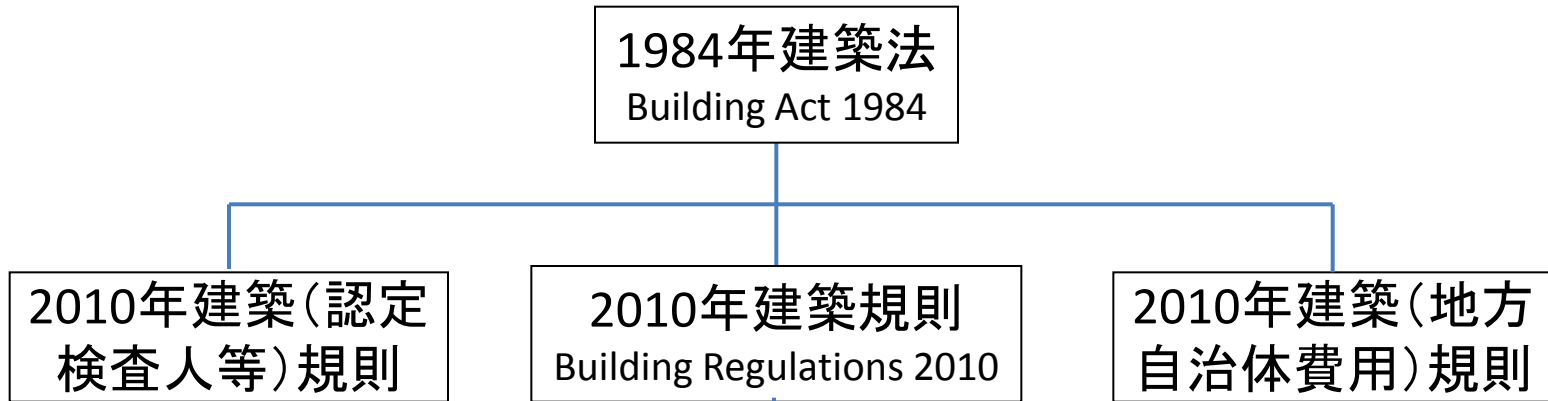
各国の制度の概要 - 米国 2

3. 性能規定化の状況:

- ICCは性能指向型のモデルコード(ICC Performance Code for Building and Facilities)も発行しているが、採択している州はゼロ
- IBCや各州・自治体で採用しているコードは、基本的に仕様規定的だが、IBCの一部の修正や代替解の採用の「特認」規定あり
- オーストラリアやカナダのような基準への転換の動きは、現時点では見られない

各国の制度の概要 — 英国 1

1. 法的な枠組み(イングランド&ウェールズの場合)



建築法の権限

- 承認規準書の位置づけを定める
- 危険な工作物
- 建築物の除去
- 認定検査人 (Approved Inspectors) の役割
- 建築規則の施行
- その他多くの権限

- 承認基準書は、法律として制定されているわけではなく、建築規則の技術要件への適合に関する指針
- パートA(構造)からパートP(電気的安全性—住宅)まで14種類
- パートB(火災安全)とパートL(省エネ)は、住宅用と非住宅に分かれている

各国の制度の概要 — 英国 2

2. 規制主体・執行主体

- 建築規則に適合していることをチェックするのは、地方レベルの建築規制機関 (Building Control Bodies : BCB) の役割
- 民間認定検査人建築規制 (private sector Approved Inspector Building Control : AIBC) 制度もあり

— 建築許可を得る方法は、上記2つのどちらを選ぶかで決まる。

— 認定検査人を選ぶ場合は、認定検査人が工事での建築規制色を果たす旨、地方自治体に対して通知しなければならない。

— この通知を「当初通知 (Initial Notice)」と呼ぶ。

各国の制度の概要 – フランス 1

1. 建築物のコントロールに関係する主たる規制等法制
 - 都市法典 (Code de Urbanisme : CU)
 - 住宅・建設法典 (Code de Construction et d'Habitation : CCH)
 - 1977年1月3日付建築に関する法律第77-2号
(Loi n° 77-2 du 3 janvier 1977 sur l'architecture : LoiArch)
2. 建築物の建築をコントロールする主たる仕組み
 - 都市法典などに基づく、景観保全等と建築許可に関する仕組み
 - スピネッタ法 (建設・住宅法典にも再録) に基づく、建築物の使用適性の確保に関する「10年責任」を核とする仕組み
 - 火災安全等に関する、建設・住宅法典などに基づく法定技術基準に基づく仕組み

各国の制度の概要 – フランス 2

3. スピネッタ法

- 1978年制定の法律
- 用途適性に関して建設関係者が10年間の損害賠償責任
- 建設関係者は、損害賠償責任を担保する「義務的責任保険」への加入義務
- 建築物の所有者も「義務的損傷修復保険」への加入

4. 建設・住宅法典などに基づく法定技術基準に基づく仕組み

- 「居住用建物」「特殊建築物(高層建築物を含む)」などについて、様々な規則を規定

各国の制度の概要ードイツ

1. 建築に関する行政組織

- 資産の扱い、土地利用、住宅及び居住政策に関する規則を制定する管轄権限は連邦(連邦基本法)

2. 建築規制主体・執行主体

- 建築規制法令の制定権限・・・16州
- 州の建築法規は、共和国連邦との共同作業で制定されたモデルに基づく
- このモデルは法的権限なし
- モデル建築法規(Musterbauordnung: MBO)

ARGEBAU (Arbeitsgemeinschaft der ruf des Bau-, Wohnungs- und Siedlungswesen zus landigen Minister der Lander : 建築、住宅及び居住担当州大臣の作業委員会)により採択

EUの制度の概要

1. 建設製品規則 (Construction Products Regulation : CPR)

規則の目的は、建設製品の市場への流通に際し、その性能をCEマーク(CE marking)を活用して表示するための統一されたルールを策定すること。

2. 建築物のエネルギー性能に関する指令

(Energy Performance of Buildings Directive : EPBD)

指令の目的は、共同体における建築物のエネルギー性能の改善を促すことであり、室内環境要求条件とコスト効率と同様、屋外気候条件や地域条件を考慮するものとする。これに加え、2010年に改定されたEPBDには、「ゼロ・エネルギー建物を普及させるための国の計画の策定」、「エネルギー性能証明書及び検査報告書の独立した管理制度」が新たに付加されている。

我が国との関連制度・基準と課題対応方法 の比較・分析(主要項目の紹介) 1

1. 制度・基準の基本的枠組み

- 日本においては、建築基準法の体系下で、法律、政令、省令、大臣告示等において総合的に規定
- 海外では、規制の権限や関係する手続き、基準を定める根拠について「建築法」などの法律で定め、建築基準については、別の法令文書(建築規則、建築コード等)により定める国が多い。
- 規制の範囲(jurisdiction)がどのレベルの政府になるのかや、建築基準の定められ方(モデルコード方式か否かを含む)は、国により様々。性能規定化の状況(建築基準の階層構成)や、基準適合の確保方法もそれぞれ独自(フランスは特に特徴的)

我が国との関連制度・基準と課題対応方法 の比較・分析(主要項目の紹介) 2

2. 建築基準の基本的目的

- 国民に与えられている権利の制限として、いわゆる「最低基準」を定め、その適合性確保のためのシステムを定めるということは、ほぼ国際的に共通
- 建築基準の対象となっている範囲(性能項目)については、多くの国で、従来からの「人々を保護する」という概念(安全・衛生の確保)から、周囲の人や建築物自体、そしてさらに「社会全体を守る」ことに広がる傾向
- 特に、エネルギー及びアクセス性について、近年、建築基準の対象に追加する動きが広がりつつある。

我が国との関連制度・基準と課題対応方法 の比較・分析(主要項目の紹介) 3

3. 性能規定化の状況

- 日本では、基準全体を階層構造化せず、部分的に、できるだけ多くの「性能規定」を導入
- ニュージーランドや、オーストラリアは、基準全体について、「ノルディック・モデル」を基本とする性能指向化。英国はそれをシンプルにした形。ただし、要求性能の定量化や、検証方法の整備などは不十分
- カナダは、独自のアプローチとして、「目的指向型」に転換
- 米国は、基準全体の転換の動きなし(仕様規定を基本に、特殊な技術の採用も可能としている)

我が国との関連制度・基準と課題対応方法 の比較・分析(主要項目の紹介) 4

4. 計画審査における基準適合性の確認の方法

- 仕様規定や、工学的判断の要素(裁量性)が少ない検証方法の審査については、日本の建築確認制度と、諸外国の計画審査・許可制度は、基本的に類似
- 具体的にどのような図書を求めて、どのような審査を行っているかや、関係者の役割・責任分担、審査に要する期間や手数料の定め方等については、国、あるいは州・自治体により様々
- 対象国で完全な民間の自己認証を認めている国は存在しないが、英国の建築通知(計画審査を受けずに工事着手できる制度)などの例あり

我が国との関連制度・基準と課題対応方法 の比較・分析(主要項目の紹介) 5

5. 計画審査における基準適合性の確認の方法

- 多くの国で、地方政府(州・自治体)以外の機関(民間を含む)が審査・検査業務を実施。オーストラリアにおいては、民間の「建築審査士」制度が約20年の歴史をもち、登録制や賠償責任保険への強制加入、比例責任制による賠償責任の限定等の工夫あり
- いわゆる「代替解(新技術等)」の審査については、オーストラリアにおいて、一定の証明書等を根拠に審査を行うことができることとされ、その判断は行政庁又は民間の検査士(建築主事)に委ねられている
- しかし、オーストラリアを含め、多くの国では、代替解の採用は少数にとどまっている

我が国との関連制度・基準と課題対応方法 の比較・分析（主要項目の紹介） 6

6. 規制の見直し、基準の策定・改正手続き

- 日本においては（法律を除く政省令、告示等の）案についてのパブリック・コメント募集手続きが適用されるほか、行政機関の政策評価の一環として「規制の事前評価（RIA）」を実施
- 各国においては、さらに幅広く、かつ、透明性を高めながら、基準の制定・改正に関する提案・意見募集や、関係主体の参加による合意形成が行われている例が見られる。
- モデルコード制の国が含まれるが、基準の定期的な見直しをルール化している国も存し、これらの基準検討のための機関を有していたり、民間機関が実施する例も見られる。

我が国との関連制度・基準と課題対応方法 の比較・分析(主要項目の紹介) 7

7. その他・今後の課題

- 既存建築物の扱い、住宅用基準の扱い、消防基準など他の基準との関係、規格等の引用のあり方、製品・材料等の品質確保・認証システム、省エネルギー関係の制度・基準、賠償責任の仕組みなどについても、各国の状況や課題等を調査し、比較検討
- これまでの経緯や、様々な条件の違いがあり、単純比較はできないが、共通する課題も多く、さらに調査・検討を継続し、海外事例を参考としつつ、日本の基準のあり方・改善策についての検討を行う必要あり。

集団規定相当の制度の設定と執行の仕組み 1

建築行為に対して適用される集団規定相当の構成と審査手続き/体制の詳細について、7カ国

- ・アメリカ/Portland市
- ・カナダ/Toronto市
- ・イギリス/Birmingham市
- ・ドイツ/Dortmund市
- ・フランス/ Voisins le Bretonneux 市
- ・オーストラリア/Brisbane市
- ・ニュージーランド/Auckland市

を対象に、調査

* このほか、米国などにおける土地利用計画・規制の見直しの動向についても調査

集団規定相当の制度の設定と執行の仕組み 2

1. 集団規定相当の制度の構造は各国同様

- 基礎自治体が、所管区域内さらには各地区の、土地利用の方針や土地の文脈などを記述した計画(Plans)と、これに整合した開発建築行為に適合を求める基準(Planning CodeまたはZoning Code)を定める。
- そして、個々の開発建築行為に対しては、これら計画や基準に照らして審査の上、計画同意又はゾーニング規制適合証明(Planning Consent またはZoning Certificate)を発する。
- …中央政府又は州政府が、(計画提案や審査請求を含む)制度の構成や手続き、授権等を法に定める。
- …このほか、基礎自治体より広域の所管区域を管轄する政府が、広域の計画や技術指針を定めて関与。

2. 単体規定審査との関係も各国同様

- 集団規定との適合判定の審査は、建築物立地の可否に関わることから、その事前相談は、建築設計内容について建築基準(Building Code)と適合判定する建築許可制よりも先行するが、着工は建築許可を得てから。

集団規定相当の制度の設定と執行の仕組み 3

3. 審査の方法は、基準の書きぶりや態様によって、また、個々具体の建築計画によって、多様性あり。特徴的な事例として：
- ① 条例での書きぶりが厳格であるPortland市(米)やToronto市(加)では、申請に対して基礎自治体の吏員(Officials)が審査決定する。
 - 厳格であるが故に機動性を効かせることが必要なケース(条例変更ないし特例許可の申請)があつて、この場合には、建築プロジェクト計画の市民公開(Public Notice)、委員会による関係者聴聞(Hearing)などの手続きを経て、当該基礎自治体が条例変更ないし特例許可の是非を決定。

集団規定相当の制度の設定と執行の仕組み 4

- ② 計画書での書きぶりが定性的であるBirmingham市(英)では、建築プロジェクト計画の内容や規模に応じて、協議調整や市民公開などの手続きを経て、基礎自治体の吏員または委員会が決定。
- ③ Brisbane市(豪)やAuckland市(NZ)では、申請される建築プロジェクト計画を、i)容易に基準適合判定するタイプとii)周辺影響や基準逸脱があつて影響評価するタイプとに区分し、後者の場合には、市民公開、意見書提出、関係者聴聞などの審査を経て、当該基礎自治体が決定。
- ④ このほか、計画改訂の提案あつた場合は委員会が、決定への審査請求あつた場合は上記処分庁の上位機関(議会や州政府)が、関係者聴聞などの審査を経て、その是非をそれぞれが決定。